

議案第89号 小松島市行政不服審査会条例の制定について

《制定の趣旨》

全部改正される行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、処分庁への異議申立てを審査庁への審査請求に一元化すること、審査請求ができる期間を60日以内から3か月以内に延長すること、審査庁の職員から審理員を指名し、審理させること、審査庁が裁決案について第三者機関に諮問すること等、不服申立て制度の大幅な見直しがなされました。

については、本市に対して審査請求がなされた場合、市長（審査庁）が諮問する第三者機関として、小松島市行政不服審査会を設置する必要があるため、条例を制定するものです。

《主な内容》

○委員について

審査会の委員は3名とし、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、審査請求の事件ごとに任命することとします。また、委員が審査事件に関係する場合（審査請求人の親族である場合等）の回避については規則で定めます。

○審査会の権限について

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求人に対し主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者に申述又は鑑定を求めることができる等、審査に関しての調査権限を有します。

○資料の閲覧・写しの交付について

行政不服審査法第78条では、審査関係人（審査請求人、参加人）に審査会に提出された資料の閲覧・写しの交付請求が認められていますので、行政不服審査会に対して請求がなされた場合の取扱いを定めます。

○委員の守秘義務違反に対する罰則

行政不服審査法は第69条第8項で「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」、第87条で「第69条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定しているため、小松島市行政不服審査会の委員についても同様の罰則を定めます。

小松島市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 小松島市の行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立て制度を通じて市民等の権利利益の救済をはかり、行政の適正な運営を確保するため、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに市長の附属機関として小松島市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求 法第2条及び第3条に基づく不服申立てをいう。
- (2) 審査請求人 前号に定める審査請求を行った者をいう。
- (3) 参加人 法第13条第4項の定義による。
- (4) 審査庁 法第9条第1項の定義による。
- (5) 審査関係人 法第74条の定義による。
- (6) 主張書面 法第74条の定義による。
- (7) 補佐人 自然科学、社会科学、人文科学の専門的知識により、審査請求人又は参加人を援助する第三者をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、法第43条第1項に基づく審査庁の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、当該諮問に対する答申を行う。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、事件ごとに市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の事件に係る第12条の手続きの完了までとする。
- 3 市長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。
- 4 前項の場合において、審査会は、第5条第2項に定める方法により、改めて会長及び副会長を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後又は会長及び副会長のいずれにも欠員が生じた場合であって、第4条第3項に基づき新たな委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員3人をもってする合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の申述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第9条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面または資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続き)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第7条の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査関係人の意見の申述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の関

覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付をうける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める額の手数料を納付しなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、小松島市事務手数料条例で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第13条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。